

令和6年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第1回相談・地域生活支援専門部会 要点記録

日時 令和6年7月19日（金）午後2時00分から午後3時分59まで

場所 文京シビックセンター 3階 障害者会館会議室A・B

<障害者地域自立支援協議会相談・地域生活支援専門部会委員（名簿順）>

出席者

樋口 勝 部会長、浦田 愛 副部会長、志村 健一 副会長、高田 俊太郎 委員、
関根 義雄 委員、三輪 加子 委員、阿部 智子 委員、井口 勝男 委員、
夏堀 龍暢 委員、松尾 裕子 委員、中川 穰 委員、吉野 文江 委員、
佐古 陽子 委員、福田 洋司 委員、須田 浩史 委員、佐藤 祐司 委員、
荒井 早紀 委員

欠席者

岩井 佳子 委員、加藤 たか子 委員

傍聴者

13名

<会議次第>

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 令和6年度自立支援協議会について
 - (2) 支援を円滑に引き継いでいく方法について
 - (3) 暮らしをサポートする仕組みについて
 - (4) 令和6年度の優先的取組みについて
- 3 その他

1 開会

開会挨拶

文京区障害者地域自立支援協議会 副会長 志村健一氏より

部会長及び副部会長の互選【資料第2号参照】

事務局より部会長・副部会長の選任方法について説明

- ・要綱第7条5項により、部会長は立候補で樋口委員に決定
- ・要綱第7条9項により、副部会長は浦田委員に決定

2 議題

(1) 障害者地域自立支援協議会相談・地域生活支援専門部会について

資料第3-1号から資料第3-4号について事務局から説明。

(2) 暮らしをサポートする仕組みについて

資料第4号について記載内容及びワーキンググループの進捗状況について樋口部会長より説明。

○ワーキンググループ参加委員より作成資料について

- ・障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行に慣れている方、まだ経験のない方の視点を含めながら、検討している。引継チェックシートを作成するにあたり、他自治体の取り組みを参考に進めている。
- ・少しずつ形になってきているという実感がある。言葉一つでも表現を確認しながら進めており、文京区版のわかりやすい資料ができつつある。いきなり完成版を目指すのではなく色々な意見を取り入れ適宜修正を行いながらより良いものを作成できればと考えている。
- ・自分は民生委員という地域の代表として、専門的な知識はないが、自分が理解できれば、区民の皆さんも理解できると思って参加している。
- ・今まで障害福祉課の知的障害者支援係として65歳到達の方への支援をしてきていたが、今年度よりワーキンググループに参加させていただいて、障害種別により対応が異なることに気づくことができた。また、行政と事業所との間にも理解の違いがあることも気づくことができた。

○資料第4号についての意見

- ・資料の中で、自立支援医療以外の訪問看護で医療保険3割負担であったものが、介護保険サービスに移行されて1割負担になるとの記載がありますが、収入によって異なるので記載方法の検討をお願いしたい。

(3) 支援を円滑に引き継いでいく方法について

資料第5号について部会長より説明

○資料第5号①「部会で検討」の先行事例について話題提供

・富山県のほうでは、高齢の方と障害の方の一体型のデイサービスというのを行っている。文京区の中でも富山県出身の方が、「Tummy」という飲食店と居場所を合体したような居場所を運営している人がいらっしゃり、富山型のデイサービスが区内でできないか問い合わせを受けたことがある。また、小金井市では介護士のご夫婦が運営している「また明日」という施設があり、高齢者と障害者の一体的なデイサービスの提供を行っているので分析するのも良いかもしれない。

・精神障害者や知的障害者だと借りられる物件もあるかと思うが、身体障害者であると生活に必要な器具などもあり、なかなか住むのが難しい場合もある。賃貸住宅へ住む方への家賃助成制度等をこの部会で検討していき、親会や文京区に提案していくのが良いと考える。

→高齢の方々が住みやすい住宅は、一般の住宅と比較して車椅子の方等も住みやすい住宅だというお話を一度、どこかの部会にて居住支援の方を招いてお話を聞いたことがあった。そういった枠を超えたサービスの利用も検討していけるよう、情報収集を行っていければよいのではないかな。

・高齢者と障害者が一緒に住めるような住居のニーズはすごくある。そのニーズを高齢分野の方とも共有して、部会での検討を進めていくのが良いのでないかな。自分自身は地域住民の皆さんと一緒に居場所づくりを行う取り組みを通して、そういったニーズを拾いながら、課題を検討していきたい。

・北九州市では空き家のマッチング事業を行っている。この部会の中でも空き家を活用したシェアハウスの話題が出ていたが、区の事業として空き家のマッチングを行っていくのも良いのではないかな。

→すでに文京区空き家等の活用事業はあるが、周知が進んでいないのか申し出がないのかわからないが、空き家の活用が進んでいない現状である。この機会に、こちらの事業の周知やマッチングの検討等、できるといいと思った。

○資料第5号①「部会で検討」障害種別による資源不足及び障害者との交流について

- ・先に、委員から話があったようにグループホームが新しくできにくいことや賃貸住宅が借りにくい課題もあるが、サービス等で不便さを補いながら地域生活を送っている方々の好事例を共有できないか。
- ・以前、区内のアパート一棟の空き家を他区の事業者がグループホームに活用するという事例があり、結論としては他区民の居住が決まっていたため、文京区民の居住にはつながらなかったが、資源の活用としては良い事例。
 - 最近ではアパート一棟を使ったグループホームが増えてきており、他区まで視野を広げると、グループホームの数自体は豊富にある。しかし、ただ部屋を貸すだけになっている等、運営面で問題になっているグループホームもあり、数あるサービスから、個人にあったものを見極める力量が支援者に求められていると思う。
- ・現在区内にグループホーム自体はいくつかあったかと思うが、グループホーム建設にあたって地域から反対の意見がでることもあるというのを聞いたことがある、文京区でもそのような意見はあったのか。またどのような対応をしてきたのか。
 - グループホームを開設するときには、住民説明会を開き、賛成、反対、それぞれの声があり、メディアでも取り上げられたことなどもあり、障害者施設反対の意見が強まった時期もあった。実際建設が始まってからは、地域の方や近隣企業と触れ合う機会を設けることによって、知らないことによる障害者への不安や恐怖を払拭することができ、地域へ溶け込んでいけている。
- ・地域の方と障害がある方が接点を持つことで、理解が深まり反対が起こりづらくなるのではないかと思う。どのような機会があれば障害の普及啓発につながるか、意見や何か実際の取り組みはあるだろうか。
- ・先駆的な事例を学ぶのではなく、文京区が先駆的事例を作っていくことを考えていくのが良いのではないか。大きな土地や施設を作り出すのは、なかなか難しいことなので、施設という概念を外して考えてみたい。例えば、すこし広めの家を貸してもらい、そこに高齢者や障害者が共同で暮らすことによりサービスの提供も効率よく行うことができ、人材不足の問題の解決にもつながるのでないか。
- ・ヘルパーの人たちは、働くために初任者研修というものを受講するが、ほとんど高齢者についての理解の内容となり、障害者についての理解の内容は少ない。それにより、障害者に怖いや何を考えているかわからないといった、固定概念を持ってしまう方もいる。逆にそういった考えはなくフラットに接することができる人も多くいると思う。障害者、

高齢者の同居世帯にそれぞれヘルパーが支援に入るとは効率良くないかもしれないが、支援の目的が自立支援、代行というふうにそれぞれ異なるため、一概には判断できない。自分は精神疾患を持ちの方の訪問看護を行うことが多いが、関わり過ぎて依存が生まれてしまうことに注意している。親と子を同時に支援する際には、お互いに自立のできるような支援を行えるようにしている。

- ・重層的支援体制を考えると、一つの家庭の中で高齢者や障害者、子どもがおり、生活困窮だったりすると、支援者を分けるのではなく、ケアマネージャーや相談支援専門員がその家庭について、他の分野の方の知識を借りながら、包括的に支援を行う方が良いのではないか。
- ・身内に介護保険を利用されている方がいると、ご自身が介護保険を利用するときに、理解は進みやすい。「親のときそうでしたよね」と言葉が返ってくることもある。
- ・住居の件について、例えば子育てをした高齢の方や老老介護の方、配偶者をなくされた方のお宅に、ホームステイのような形で、障害者が一緒に住むようなものができれば、地域の活性にもつながって良いのではないか。
- ・地域に障害者施設ができるときに、町会や婦人部会、民生委員、社会福祉協議会の方々に助けられながら、徐々に怪しい施設ではないことを地域の方々に理解していただいた。地域に開かれた場所であることで、メンバーの方もいろんな人と関わることにだんだん慣れ、生き生きとされている。リカバリーにもつながっていると思う。

○資料第5号在宅医療や訪問看護の状況について

- ・訪問医療の制度は充実してきているが、訪問診療をどのように利用するのかがわかりづらいのが課題であり、一から制度の説明が必要なケースも少なくない。制度自体は充実しているが、他のサービスとのつながりや制度の理解というところが不足しているのではないか。

→訪問介護において、医療行為になるものは行えないケースもあるので、そういったアドバイスはいただきたい。

→爪切りや髭剃り、かん腸等の行為は特殊なケース以外は医療行為にはならない。ただ髭剃りは、刃物を使って剃る行為は理容師しかできない。電気かみそりであれば問題ない。

- ・訪問看護は介護保険サービスだけでなく、子どもから高齢者まで使えるサービスである。訪問看護は相談等、医療処置がなくても使用できる。家族支援ができた事例もある。

また最近では、特定行為ができる看護師も増えてきている。さまざまな場面で活用してほしい。福祉用具のレンタルができるのは、介護保険のメリットである。

- ・障害特性等により通院の継続が難しい方も多いため、訪問医療や訪問看護が充実していることは本人にとっては大変助かることである。また、薬局との連携も行われている。薬局から薬剤師が訪問し薬のセットを行うこともある。薬をきちんと飲んでいるかの把握にもつながっている。適切に色々な目が介入することで安定した地域での生活が実現できる。

○資料第5号②事例検討・勉強会 事例紹介について

委員より事例の詳細を説明。

樋口部会長・浦田副部会長より資料第5号①、②を踏まえ今後の部会の方針（当事者にサポートを受けながら生活している様子等を報告してもらう）を提案。

→全体の合意を得た。

○資料第5号③運営会議で検討について

樋口部会長より説明。

- ・物価が上がる中で、生活保護を受けている人が家を借りられなくなるという課題がある。住宅扶助費の特別基準については過去の自立支援協議会で話し合っているが、施策に繋がっていない。新しいマンションができ、居住できない人が加速度的に増えている中、金銭的問題や保証人、緊急連絡先の問題を行政が公的サポートを提供していくことが、暮らしを支えるサポートなのではないかと思う。そういった点を協議会で議題にあげ、施策に反映させていくべきである。

樋口部会長より資料第5号全体を通して、運営会議での検討事項を確認

→検討事項について全体の合意を得た。

3 その他

- ・樋口部会長より、次回会議内容（障害者・児計画の評価）について報告
- ・志村副会長より総括。

委員から発言もあったように、他自治体で行っている先駆的な取り組みを探すのではなく、作っていくことが大切。民生委員やコミュニティソーシャルワーカー、区職員などの委員が連携し、空き家情報から障害者の住まい継続の仕方を考えるなどの文京区独自の取り組み

ができればと思う。

以上